

※情報は2月18日時点のものです。最新情報は、各問い合わせ先にご確認ください。

キャッシュレス決済が 利用できるようになりました！

市では、各窓口の証明書発行手数料や小峰城歴史館でのお支払いに、クレジットカードや電子マネー、QRコードなどのキャッシュレス決済ができるようになりました。ぜひご利用ください。

☎本庁舎情報政策課 内2339

簡単

素早く

非接触

便利



◀導入するキャッシュレス決済端末

取扱窓口

本庁舎（市民課窓口・税務課窓口）、各庁舎窓口、小峰城歴史館

対象サービス

- 手数料 住民票写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書など
- 観覧料 小峰城歴史館
- 販売品 小峰城歴史館で販売している各種図録・パンフレット・グッズなど

利用可能なキャッシュレス決済

※窓口で電子マネーのチャージ（入金）はできません。

クレジットカード



電子マネー



QRコード



■新型コロナワクチンのお知らせ

《5～11歳の新型コロナワクチン接種（1・2回目）》

国の方針に基づき、今月より年齢の高い方（弟・妹がいる場合はその方を含む）から順に、5～11歳を対象とした新型コロナワクチン接種を開始します。必要な書類（接種券など）は、2月下旬に発送していますので必ず持参してください。



今後、事前に行った意向調査を基に「接種日時のお知らせ」を送付しますので、案内された日時に接種会場へお越しください。

《新型コロナワクチン接種コールセンター》

☎0120-567-343



●対応時間 午前9時～午後5時 ※月～金曜日

■住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した次の方に対し、生活・暮らしの支援を受けられるよう給付金を支給しています。給付金を受給するためには手続きが必要です。詳しい制度内容は、市コールセンターまでお問い合わせください。

《市コールセンター》

☎0120-717-077

●受付時間 平日/午前9時～午後5時

《住民税非課税世帯》

●対象者 令和3年12月10日時点で本市に住民登録している方で、世帯全員の令和3年度の住民税が非課税の世帯 ※世帯全員、住民税が課税されている方から扶養を受けている場合などは対象外となります。

●申請方法

給付の対象となる世帯に、順次申請書類をお届けしています。同封の返信用封筒で提出してください。

●申請期限 到着後、3か月以内に提出してください。

- 対象年齢 5～11歳（小学5年生まで）
- ※令和3年度内に12歳に達する方（小学6年生）は、一般向けワクチンとなります。個別接種実施医療機関に予約のうえ、接種を受けてください。
- 使用ワクチン ファイザー社製小児ワクチン
- 持参物 接種券付き予診票、接種済証、委任状（同伴者が保護者以外の場合）、母子健康手帳、おくすり手帳

●その他

- ①ワクチン接種の当日は、保護者の同伴が必要です。 ※予防接種を受けるには、保護者（父・母）の同伴が原則となっていますが、事情がある場合には、委任状の提出により、保護者以外（祖父母など）の同伴による接種が可能です。
- ②アレルギーなどの事情で接種できない方もいます。接種していない方に対するワクチンの強制や、差別的な扱いをすることのないようお願いします。

《家計急変世帯》

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月から令和4年9月までに家計が急変し、世帯全員の収入が非課税相当水準に減少した世帯
- ※対象外となる場合（主なもの）

 - ①住民税非課税世帯向けの給付を受けている場合
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少である場合
 - ③1年間の収入および所得見込額が非課税相当限度額を上回る場合

●申請方法

市ホームページから申請書類などをダウンロードし、必要事項を記入のうえ申請先まで提出してください。 ※給与明細など必要書類を審査し、要件を満たす場合は給付します。

●申請期限 令和4年9月30日(金)



《共通事項》

- 給付額 1世帯あたり10万円（1回限り）
- 支給時期 市が確認書などを受理した日から概ね3週間程度
- 申請先 本庁舎1階ロビー「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口